

西宮市屋外広告物条例及び西宮市屋外広告物条例施行規則に基づく市長が指定する区域等

平成 30 年 4 月 20 日

西宮市長 石井 登志郎

西宮市屋外広告物条例（平成 19 年西宮市条例第 31 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項第 15 号及び西宮市屋外広告物条例施行規則（平成 19 年西宮市規則第 56 号。以下「規則」という。）別表第 1 及び別表第 2 の規定による区域等を次のとおり指定する。

1 条例第 10 条第 1 項第 15 号の規定により市長が指定する区域並びに規則別表第 1 第 1 種禁止地域の項 12 の規定により市長が指定する区域（道路の区域）

(1) 高速自動車国道

条例による指定区域			規則による指定区域		
道路名	始点	終点	禁止地域		許可地域
			区分	区域	区域
近畿自動車道名古屋神戸線（新名神高速道路）	川西インターチェンジ	神戸ジャンクション	第 1 種禁止地域	路端から 1,000 メートル以内の区域（用途地域で路端から 200 メートルを超え 1,000 メートル以内の区域を除く。） （別紙指定区域図）	用途地域で路端から 200 メートルを超え 1,000 メートル以内の区域

2 規則別表第 2 3 の (5) のエの (ア) の規定により市長が指定する区域（特定区域）

(1) 高速自動車国道

道路名	区間		区域
	始点	終点	
近畿自動車道名古屋神戸線（新名神高速道路）	川西インターチェンジ	神戸ジャンクション	用途地域で路端から 200 メートルを超え 1,000 メートル以内の区域。（別紙指定区域図）

3 指定日 平成 30 年 4 月 20 日

4 問合せ先 西宮市 都市局 都市計画部 都市デザイン課

【別紙指定区域図】

